

海南市にふさわしい水道料金について

答 申 書

令和 5 年 3 月 2 0 日

海南市水道料金審議会

はじめに

水道は、市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、将来にわたって安全・安心で良質な水道水を安定的に供給していくことが水道事業者には求められる。

そうした中、海南市では、水道水の安定供給に欠くことのできない水道施設の老朽化対策や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震に備えた耐震化対策などが大きな課題となっており、投資を平準化しながらこれらの対策に重点的に取り組む必要がある。しかしながら、それらの財源となる料金収入は、給水人口の減少や節水機器の普及などにより今後も減少傾向が続く見込みである。

これまで海南市の水道料金は、旧海南市と旧下津町との合併により新海南市が誕生した平成17年4月1日以降、消費税及び地方消費税による改定を除いて実質的な値上げを20年近く行わず、この間、組織改編や検針・徴収業務の見直し、施設維持管理の業務委託などの実施による職員削減のほか、企業債の支払利息の削減など様々な企業努力により現行料金を維持してきたが、今後の財政見通しでは、料金収入の減少や建設改良費の増加等を主な要因として、令和6年度には日常の事業運営に必要な資金を確保できなくなると推計されており、厳しさを増す経営状況を踏まえると、必要な方策を講じなければならない時期を迎えている。

このような状況下で、令和4年10月27日、市長から本審議会に対し、海南市にふさわしい水道料金について諮問を受けたところである。

本審議会は、令和6年度から令和15年度までの10年間の投資計画と財政計画に基づき、今後の安全・安心で良質な水道水の安定供給に向け、水道事業経営の根幹を成す水道料金について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

1. 料金の改定

(1) 料金算定期間・料金改定率

水道料金は、市民の日常生活に密着しているため、短期間に料金の改定を行うことは適当ではなく、料金算定期間（料金算定の基礎となる原価を集計する期間）は一定の期間を設定することが望ましいが、この期間があまりに長期になると、地域経済の推移や水需要の動向等の不確定な要素を多く含むことになる。また、令和15年度までの投資計画における計画期間との整合性を図ることが必要である。

このことから、料金算定期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、当該期間において、必要な施設等の更新や耐震化を実施でき、かつ過度な負担増とならないよう平均改定率を16%とすることが妥当である。

(2) 料金改定日

料金改定の時期は、新型コロナウイルス感染症や昨今の物価上昇によって市民生活や地域経済に影響が及んでいることから慎重な判断が求められる一方で、今後の財政見通しでは、令和6年度以降、日常の事業運営に必要な資金の確保が困難となることが見込まれている。加えて、今後も給水人口の減少等に伴う料金収入の減少が予想されることから、改定時期を遅らせるほど改定率が高くなることは避けられない。

こうした点を考慮すると、料金改定日は令和6年4月1日とすることが妥当である。

2. 料金体系

(1) 料金体系の見直し

水道が普及し、全国的に料金体系を用途別から口径別に見直す傾向にある中、海南省において、用途別に異なる料金を設定する意義は薄らいでいる。また、メーター口径の大きさにより施設等の設備投資や維持管理にかかる費用は大きく異なることから、費用負担の公平性と料金体系の明確性をより一層確保するため、料金体系は、現行の用途別から口径別に移行することが妥当である。

ただし、湯屋営業用にあつては、和歌山県が公衆浴場の入浴料金の上限額（統制額）を定めていることに配慮し、料金の改定に当たっては用途別としての料金体系を存置するとともに、基本料金に限り料金改定を行い、超過料金は据え置きとすることが妥当である。

(2) 基本水量の廃止

現在、家事用や業務用などで付与している基本水量は、公衆衛生の向上を図る観点から、水道水の使用を促すことを目的としている。しかし、水道普及率がほぼ100%にまで達し、基本水量を設定した所期の目的を概ね達成できたと考えられること、加えて負担の公平性の観点から基本水量以下で使用する使用者の節水努力が料金に反映されることが望ましいことから、基本水量を廃止することが妥当である。

(3) 逓増型料金体系の維持

海南省の従量料金は、水を使えば使うほど単価が高くなる逓増型の料金体系を採用しており、その目的は生活用水への配慮や水源が恵まれない中で水需要を抑制することにある。しかしながら、給水人口の減少や節水機器の普及等に伴い、水需要が減少に転じた状況下では、公平性の観点からは、逓増型を解消し単一の単価とすることが望ましいが、料金の改定に伴う少量使用者の負担を考慮すると、現行の逓増型の料金体系を維持することが妥当である。

（４）新料金表（案）

上記（１）から（３）を踏まえ、料金収入の総額が16%増（平均改定率16%）となるよう、新料金の単価を次のように設定したので参考にされたい。

水道料金新料金表（案）（１か月につき・税抜）

＜一般用＞

口 径	基本料金			超過料金（1m ³ につき）				
	給水料金	メーター使用料	計	1～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～
13 mm	1,349 円	71 円	1,420 円	15 円	150 円	191 円	231 円	258 円
20 mm		118 円	1,467 円					
25 mm		142 円	1,491 円					
40 mm	2,697 円	271 円	2,968 円					
50 mm		1,003 円	3,700 円					
75 mm		1,357 円	4,054 円					
100 mm		2,183 円	4,880 円					
150 mm		3,481 円	6,178 円					
200 mm		5,251 円	7,948 円					

＜湯屋営業用＞

基本料金（200m ³ まで）			超過料金 （1m ³ につき）
給水料金	メーター使用料	計	201m ³ ～
17,748 円	271 円	18,019 円	80 円

3. 附帯意見

(1) 経営の健全化・合理化等による持続可能な事業運営の確保

水道は、市民生活や事業活動に必要不可欠なライフラインであることから、水道事業の経営にあたっては、これまでの海南市が取り組んできた経営努力を今後も継続するとともに、なお一層の経費の節減並びに遊休資産の売却等による収入の確保を図るなど、更なる経営の合理化や効率化に努めること。また、有為な人材の確保・育成及び技術の継承等に努め、市の直営による持続可能な事業運営を確保すること。

なお、全国的に水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増す中、国は市町村の区域を超えた水道事業の広域化を推奨していることから、国や県などの動向を注視しつつ、中・長期的な視点から水道事業の広域化についての調査・研究にも努めること。

(2) 料金改定の周知・広報

水道料金の改定は、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼすものであるため、市民や事業者等の理解と協力を得ることが不可欠である。そのためには、改定の必要性や改定内容などについて、具体的かつ分かりやすい内容で、様々な方法での積極的な情報発信に努めること。

(3) 料金の定期的な検証

水道料金はできるだけ長期的・安定的に維持されることが望ましいものの、給水人口の減少などによる料金収入の減少が今後も見込まれる中で、水道事業を取り巻く社会経済状況の変化等にも柔軟に対応できるよう、水道料金の妥当性について定期的に検証すること。

附属資料

海南市水道料金審議会 委員名簿

会 長	厨子 直之	委 員	島津 英継
副会長	岸 友子	委 員	神出 美千子
委 員	門戸 縁明	委 員	瀬戸山 江理
委 員	加美 明輝	委 員	藤原 和美
委 員	小玉 美津雄	委 員	松尾 孝志

海南市水道料金審議会 審議経過

開催日	審議内容等
第 1 回 令和 4 年 10 月 27 日	・ 会長、副会長の選出 ・ 諮問 ・ 海南市水道料金審議会について 審議会の位置づけ、審議内容、公開・非公開等 ・ 海南市水道事業の概要について ・ 施設見学 室山浄水場
第 2 回 令和 4 年 11 月 21 日	・ 海南市水道事業の現状と課題について ・ 水道料金について ・ 水道事業会計のしくみについて
第 3 回 令和 4 年 12 月 19 日	・ 財政計画の策定について ①投資計画について ②財政シミュレーションについて ・ 料金水準の算定について ① 料金算定期間について ②料金水準の算定について
第 4 回 令和 5 年 1 月 23 日	・ 料金体系の設定について ・ 料金表の確定について
第 5 回 令和 5 年 2 月 21 日	・ 答申（案）の検討
第 6 回 令和 5 年 3 月 20 日	・ 答申「海南市にふさわしい水道料金について」